

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会 設立総会

日 時：平成31年2月6日（水）13時30分～15時15分

場 所：KKRホテル名古屋 3階「芙蓉の間」

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

- ・中部地方整備局長
- ・名古屋法務局長
- ・土地・建設産業局

3. 協議会設立の趣旨

4. 議 事

- (1) 協議会規約（案）について
- (2) 会長職代行の指名について

5. 協議会員の紹介

6. 今後の取り組み

- (1) 協議会活動スケジュールについて
- (2) 市町村支援メニューについて
- (3) 法務局の所有者不明土地法への取組状況について

～ 休憩 ～

7. 基調講演

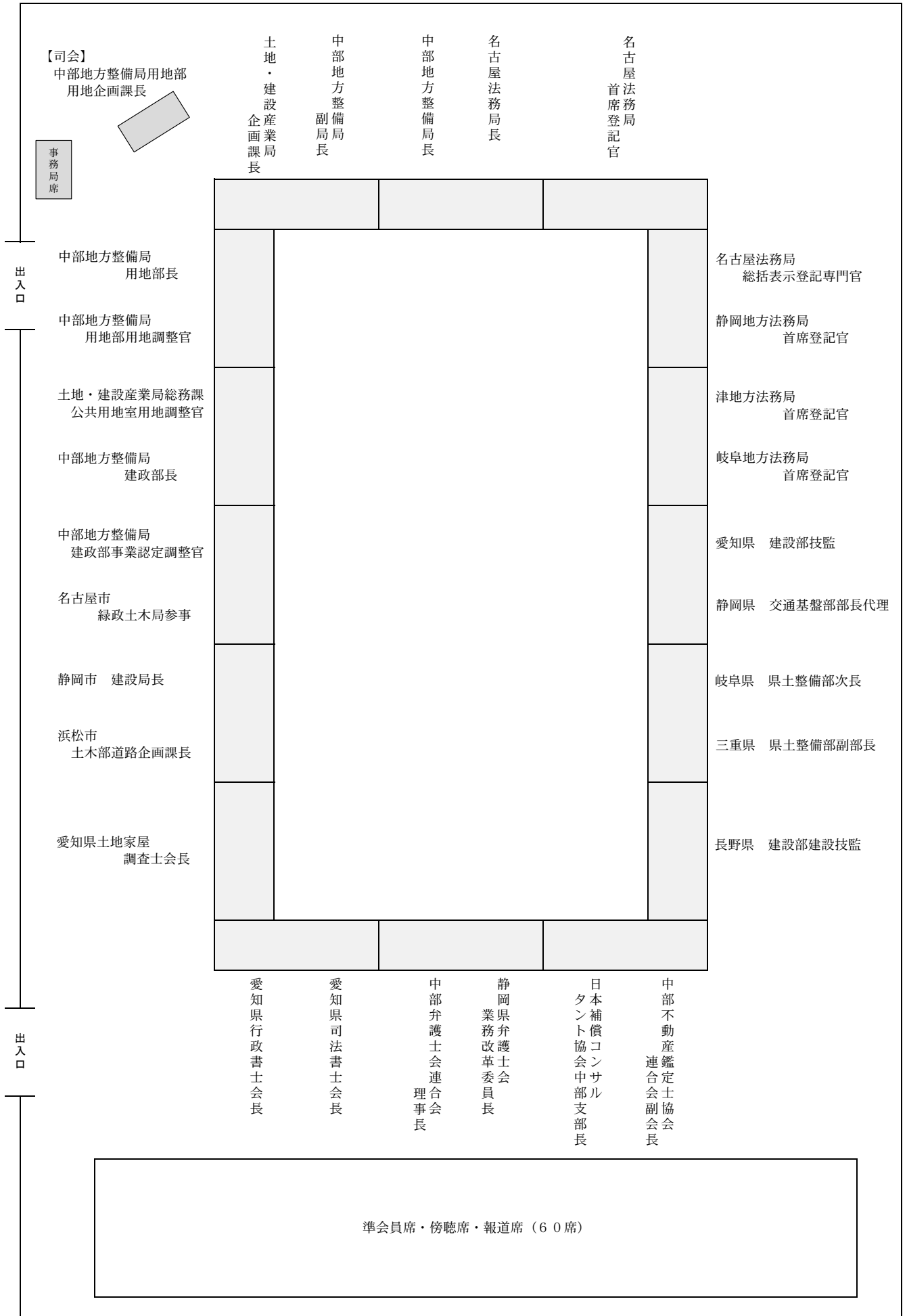
演 題：所有者不明土地問題と相続未登記について

講 師：さくら総合法律事務所 代表弁護士 竹内 裕詞 氏

8. 閉 会

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会 設立総会（配席図）

KKR ホテル名古屋 3階 芙蓉の間



中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会 設立総会 出席者名簿

(敬称略)

【会員】

組織名	所属職名	氏名
法務省 名古屋法務局	局長	杉本 秀敏
	首席登記官(不動産登記担当)	金森 雅美
	総括表示登記専門官	榎谷 寛
法務省 静岡地方法務局	首席登記官(不動産登記担当)	須川 裕充
法務省 津地方法務局	首席登記官(不動産登記担当)	大築 誠
法務省 岐阜地方法務局	首席登記官(不動産登記担当)	奥村 伸吾
愛知県	建設部 技監	鎌田 裕司
	建設部 用地課長	多田 保孝
	建設部 用地課長補佐	高井 博康
	建設部 用地課主任	梅原 絵美
静岡県	交通基盤部 部長代理	神村 明利
	交通基盤部 建設支援局 公共用地課長	清水 豊
	交通基盤部 建設支援局 公共用地課 用地班長	大石 裕英
岐阜県	県土整備部 次長	松田 勲
	県土整備部 用地課長	於久田 秀孝
三重県	県土整備部 副部長	喜多 正幸
	県土整備部 公共用地課長	大西 宏明
	県土整備部 公共用地課主事	西井 啓介
長野県	建設部 建設技監	臼田 敦
	企画振興部 地域振興課長補佐兼土地対策係長	石坂 周一
	建設部 建設政策課 用地係主任	三輪 佑也
名古屋市	緑政土木局 参事	八木 仁志
	緑政土木局 道路建設部 用地管理課長	村瀬 伸一
	緑政土木局 道路建設部 用地管理課主事	横井 誠
静岡市	建設局長	伊東 正高
	建設局土木部 建設政策課長補佐兼総務用地係長	寺田 雅俊
浜松市	土木部 道路企画課長	菅谷 昌彦
国土交通省 中部地方整備局	局長	勢田 昌功
	副局長	長谷川 周夫
	建政部長	西口 学
	用地部長	中村 朋弘
	建政部 事業認定調整官	竹内 充
	用地部 用地調整官	河村 善隆
	港湾空港部 補償調整官	都田 豊
	建政部 計画管理課長	牧野 勉
	用地部 用地企画課長	郡山 岳志
	建政部 計画管理課長補佐	間瀬 堅
	用地部 用地企画課長補佐	鈴木 俊則
	建政部 計画管理課 計画調整第二係長	高山 良太
	用地部 用地企画課 調整係長	山田 雄介

【協力会員】

組織名	所属職名	氏名
弁護士会	中部弁護士会連合会 理事長	池田 桂子
	静岡県弁護士会 業務改革委員長	大瀧 友輔
司法書士会	愛知県司法書士会長	和田 博恭
行政書士会	愛知県行政書士会長	前田 望
	愛知県行政書士会 副会長	竹田 勲
	愛知県行政書士会 常務理事 土地利用部長	本多 証一
土地家屋調査士会	愛知県土地家屋調査士会長	伊藤 直樹
	愛知県土地家屋調査士会 常任理事総括部長	岸田 庄司
不動産鑑定士協会	中部不動産鑑定士協会連合会 副会長	笠野 寿治
補償コンサルタント協会	日本補償コンサルタント協会 中部支部長	秋山 学
	日本補償コンサルタント協会 中部支部 事務局長	中島 稔

【準会員】

組織名	所属職名	氏名
愛知県土地開発公社	事業課主査	渡辺 信之
静岡県土地開発公社	用地部 用地課長	小林 聡
三重県土地開発公社	常務理事	永納 栄一
	業務課主査	丁子 淳
名古屋市土地開発公社	業務係主事	印田 正雄
農林水産省東海農政局	農村振興部 用地課 用地官	土田 秀幸
	農村振興部 用地課 補償係長	加藤 修
東海旅客鉄道(株)	管財部 管財課長	進 義隆
	中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 名古屋建設部副長	山崎 満
	中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 計画部副長	城 琢也
	中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 計画部係長	石井 宏
	建設工事部 管理課長代理	三宅 浩司
中日本高速道路(株)	本社技術・建設本部 建設企画部 用地チームチームリーダー	川村 敏文
	本社技術・建設本部 建設企画部 用地チームサブリーダー	山下 洋之
	名古屋支社 建設事業部 用地チームチームリーダー	杉山 努
(独)水資源機構中部支社	用地保全担当課長	伊藤 弘一
	経理管財課	田口 陽子
(独)都市再生機構中部支社	都市再生業務部 市街地整備第2課	渡邊 二郎
中部電力(株)	電力ネットワークカンパニー用地部 総括グループ長	前田 謙治
	電力ネットワークカンパニー用地部 総括グループ副長	鈴木 孝一
名古屋鉄道(株)	資産運営部課長	森崎 孝嗣
近畿日本鉄道(株)	名古屋統括部施設部 工務課事務員	宗長 基
名古屋港管理組合	港営部管財課 管理第一係主事	後藤 大輝
	港営部管財課 管理第二係主事	郷原 拓真

組織名	所属職名	氏名
国土交通省 土地・建設産業局	企画課長	鈴木 あおい
	総務課 公共用地室 用地調整官	上地 一哉

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会の設立について

1. 趣旨

近年、我が国では、人口減少に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の稀薄化等により、不動産登記簿では所有者の氏名や所在がわからない土地、いわゆる「所有者不明土地」が全国的に増加しており、これに伴い、公共事業用地の取得などの様々な場面において、所有者の探索に多大な時間・費用・労力を要する場合や、所有者不明土地の利用を可能とする現行制度の活用に当たり、手続に時間を要する場合があります。特に用地専任の職員や部署のない地方公共団体においては、用地取得におけるあい路の複雑化・多様化とも相まって、専門的な知識を有する職員の不足が大きな課題となっています。

このような状況に対応するため、先般公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地法」という。）においては、土地収用法の特例、地域福利増進事業、長期相続登記未了土地に係る不動産登記法の特例等の制度を創設するとともに、地方公共団体へ国土交通省職員を派遣し、所有者探索等の業務を支援する制度が設けられています。

また、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成30年6月1日所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議決定）においては、地方協議会の設置等により地方公共団体を支援することが求められているところです。

これらを踏まえ、国をはじめ用地業務等に関係する行政機関や関係団体の協力のもと、所有者不明土地法の施行及び地方公共団体が行う用地業務等の円滑化を図るため、地方整備局等の管轄区域毎に協議会を設置することとされました。

このため、中部地方整備局管内においては、中部地方整備局用地部を事務局として、名古屋法務局をはじめとする関係行政機関（国、県、政令指定都市）や用地業務等に関係する団体から構成される「中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会」を設立することとしました。

2. 協議会の活動

この協議会では、公共事業の用地取得や所有者不明土地対策等について、各行政機関や関係団体が、それぞれの果たすべき役割や問題意識の確認、積極的な意見交換や情報共有、関係士業団体との連携を通じて、地方公共団体に対し、用地業務に関する支援、助言等を実施することとしています。

また更に、こうした用地業務の支援に加えて、所有者不明土地法の普及啓発を図るとともに、まちづくり部局等への地域福利増進事業の促進や、知事裁定事務に関する情報提供、あるいは長期相続登記未了土地の解消促進の取組など、幅広い土地関係業務についても、きめ細やかな支援や助言、情報提供が必要となることから、本協議会は、昭和37年10月に発足し活動している「中部地区用地対策連絡協議会」のネットワークを活用し、この用地対策連絡協議会に所属する公共・公益事業者を準会員、各県の用地対策連絡協議会に所属する市町村を特別会員と位置付け、より一層の連携強化を図り活動をして参ります。

準会員

(地区用対連会員)

農林水産省東海農政局
防衛省東海防衛支局
防衛省南関東防衛局
愛知県土地開発公社
静岡県土地開発公社
岐阜県土地開発公社
三重県土地開発公社
愛知県道路公社
名古屋市中区土地開発公社
名古屋高速道路公社
水資源機構
都市再生機構
中日本高速道路
東海旅客鉄道
名古屋鉄道
近畿日本鉄道
中部電力
東京電力パワーグリッド
関西電力
電源開発
NTT
日本郵政
名古屋港管理組合

用対連との連携

情報共有

会員

中部地方整備局
(用地部・建政部)

名古屋法務局
地方法務局

県・指定都市

(目的)

協議会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を含む関連制度の適切な活用を促すとともに、地方公共団体等における用地取得業務に関して、助言、指導その他の支援を行うことにより、円滑な公共用地の取得等の促進に寄与することを目的とする。

(事業計画)

- 所有者不明土地法を含む関連する公共用地取得の諸制度の普及・啓発
- 所有者不明土地法に関する施策・取組（地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例財産管理に関する民法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例）の情報共有等
- 用地隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案
- 専門家等の活用を図っていくための方策の検討
- 講習会や講演会等の開催
- 会員による相談体制の構築、相談窓口の設置

事業計画による支援活動

第一分科会
(用地部)

- 隘路対策の提案・事例紹介
- 裁判申請等の助言・事例紹介
- 既存・新制度活用の推奨
- 用地補償実務の研修
- 地籍整備の推進
- 相談窓口の開設等

第二分科会
(建政部・用地部)

- 地域福利増進事業の推奨
- 裁定申請の助言・事例紹介
- 事業認定円滑化の周知
- 相談窓口の開設等

第三分科会
(名古屋法務局)

- 長期相続登記未了土地解消作業の情報提供
- 民法特例の普及・啓発
- 変則型登記の解消に係る情報提供等

支援・連携

支援ニーズ

協力会員

○中部弁護士会連合会
静岡県弁護士会

○愛知県司法書士会
静岡県司法書士会
岐阜県司法書士会
三重県司法書士会

○愛知県行政書士会
静岡県行政書士会
岐阜県行政書士会
三重県行政書士会

○愛知県土地家屋調査士会
静岡県土地家屋調査士会
岐阜県土地家屋調査士会
三重県土地家屋調査士会

○中部不動産鑑定士協会
連合会

○補償コンサルタント協会
中部支部

情報共有

意見交換

講習会等
による支援

特別会員（各県用対連に属する市町村・地域福利増進事業者）

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」を含む関連制度の適切な活用を促すとともに、地方公共団体等における用地取得業務に関して、助言、指導その他の支援を行うことにより、円滑な公共用地の取得等の促進に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 所有者不明土地法を含む関連する公共用地取得の諸制度の普及・啓発
- 二 所有者不明土地法に関する施策・取組（地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例、財産管理に関する民法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例）の情報共有等
- 三 用地隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案
- 四 専門家等の活用を図っていくための方策の検討
- 五 講習会や講演会等の開催
- 六 会員による相談体制の構築、相談窓口の設置
- 七 その他必要と認められる事項に関すること

（構成員等）

第4条 本協議会は、別表1に掲げる会員、別表2に掲げる準会員及び別表3に掲げる協力会員（以下「構成員」という。）並びに特別会員をもって組織する。

（特別会員）

第5条 前条に定める特別会員とは、以下のとおりとする。

- 一 愛知県用地対策連絡会、静岡県用地対策連絡会、岐阜県用地対策連絡協議会、三重地区用地対策連絡会及び長野県地区用地対策連絡協議会に属する市町村（中部地方整備局管内に限る。）
- 二 所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業者

(役員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 幹 事 若干名

(役員を選任)

第7条 会長は、国土交通省中部地方整備局長をもってこれに充てる。

2 幹事は、総会において会員のうちから選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長が職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務を評議する。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回、臨時総会は、幹事会において必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の要求があるとき会長が招集する。
- 3 総会は、会長または会長の指名する幹事が議長として主宰する。
- 4 総会の招集は、会議の開催日の7日前までに文書で目的たる議事を示して構成員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第10条 この規約に定めるもののほか、次の事項は総会の決定を得なければならない。

- 一 構成員の加入及び脱退
- 二 規約の改正
- 三 その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の議事)

第11条 臨時総会は、幹事会が必要と認めるときは、書面による決定に代えることができる。

(総会の議事の公開)

第12条 総会は、原則として公開とし、議事の要旨は、総会后速やかに公開する。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。

(幹事会)

第13条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が招集する。
- 3 幹事会は、会長または会長の指名する幹事が議長として主宰する。
- 4 会長が必要と認めるときは、幹事以外の構成員及び特別会員に意見を聴くことができる。

(幹事会の議決事項)

第14条 幹事会は、次の事項を議決する。

- 一 事業計画に関する事項
- 二 分科会の構成に関する事項
- 三 特別会員（第5条第二号に限る。）の加入及び脱退
- 四 その他会務の執行に関する事項

(幹事会の議事)

第15条 幹事会は幹事の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(分科会)

第16条 分科会は、幹事会の下に置く。

- 2 分科会は、各専門分野に分かれて第3条に規定する事業の活動計画を策定する。
- 3 分科会は、支援に関する実態把握その他必要な調査を特別会員に対し行うことができる。
- 4 第2項の活動計画の決定に関しては、必要に応じて協力会員に意見を聞くものとする。
- 5 分科会の役員選出及び活動等に関し必要な事項は、幹事会の議決をもって別に定める。

(事務局)

第17条 本協議会は、事務局を国土交通省中部地方整備局用地部に置く。

- 2 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。
- 3 事務局に、事務局長その他所要の職員を置く。
- 4 事務局長は、国土交通省中部地方整備局用地部長をもってこれに充て、会長の命を受けて事務を掌理する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月6日から施行する。

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会構成員名簿

別表 1 (会員)
1. 法務省 (名古屋法務局、静岡地方法務局、津地方法務局、岐阜地方法務局)
2. 国土交通省 (中部地方整備局)
3. 愛知県
4. 静岡県
5. 岐阜県
6. 三重県
7. 長野県
8. 名古屋市
9. 静岡市
10. 浜松市
以上、10会員

別表2 (準会員)

1. 愛知県土地開発公社
 2. 愛知県道路公社
 3. 静岡県土地開発公社
 4. 岐阜県土地開発公社
 5. 三重県土地開発公社
 6. 名古屋市土地開発公社
 7. 名古屋高速道路公社
 8. 農林水産省 東海農政局
 9. 日本郵政株式会社 中部施設センター
 10. 防衛省 東海防衛支局
 11. 防衛省 南関東防衛局
 12. 東海旅客鉄道株式会社
 13. 中日本高速道路株式会社 名古屋支社
 14. 中日本高速道路株式会社 東京支社
 15. 独立行政法人水資源機構 中部支社
 16. 独立行政法人都市再生機構 中部支社
 17. 中部電力株式会社
 18. 東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社
 19. 関西電力株式会社 東海電力部
 20. 電源開発株式会社水力発電部 中部支店
 21. 株式会社NTTファシリティーズ 東海支店
 22. 名古屋鉄道株式会社
 23. 近畿日本鉄道株式会社
 24. 名古屋港管理組合
 25. 株式会社NTTフィールドテクノ 東海支店
- 以上、25会員

別表3（協力会員）

1. 弁護士会
（中部弁護士会連合会）
（静岡県弁護士会）
 2. 司法書士会
（愛知県司法書士会）
（静岡県司法書士会）
（岐阜県司法書士会）
（三重県司法書士会）
 3. 行政書士会
（愛知県行政書士会）
（静岡県行政書士会）
（岐阜県行政書士会）
（三重県行政書士会）
 4. 土地家屋調査士会
（愛知県土地家屋調査士会）
（静岡県土地家屋調査士会）
（岐阜県土地家屋調査士会）
（三重県土地家屋調査士会）
 5. 不動産鑑定士協会
（中部不動産鑑定士協会連合会）
 6. 補償コンサルタント協会
（日本補償コンサルタント協会中部支部）
- 以上、6会員